

地方自治法施行規則の一部を改正する省令(案)に対して提出された意見及び総務省の考え方

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	個人	現在の代表者が、過去の代表者からの住所を含めた、現在の代表者の住所が表示された認可地縁団体台帳の写しを請求するには、過去の代表者から、住所を表示した認可地縁団体台帳の写しの交付請求を代理する旨の委任状を添えて、認可地縁団体台帳の写しの交付申請をする必要がある、との運用を検討されていると認識しております。 しかし、代表者が毎年交代されるような団体においては、過去の代表者が多数に上るケースも多く、そのような場合に、すべての過去の代表者からの委任状を添えることは、地縁団体側に多大な負担を強いることになる上、市町村においても事務の負担が増えることにつながりますので、運用方法を再考すべきと考えます。 また、過去の代表者がすでに死亡している等の合理的な理由で、住所を表示することの同意を得ることができないと認める場合には、改正省令案第21条第3項中の「その他市町村長が必要と認める場合」に該当するものとして、市町村長の判断で、住所を表示した認可地縁団体台帳の写しを交付することとしても差し支えない。とのことですが、合理的な理由について、過去の代表者がすでに死亡している以外にどのような理由があるのか、市町村に示す必要があると考えます。	不動産登記や不動産取引等の場面では、過去の代表者等の住所も表示された認可地縁団体台帳の写しの提出が求められることも想定されますが、その際、必ずしも全ての過去の代表者の住所まで求めているものではないと見なされています。 地方自治法施行規則第21条第3項において規定しようとしている「その他市町村長が必要と認める場合」に該当するものについては、Q&Aを作成して、各市町村に対して周知をしているところです。	無
2	匿名	1. 改正後第18条の3第4項中「は除く」を「を除く」とすべき。 2. 同第21条第3項について、権利を行使するために必要な場合には、住所を表示して交付しなければならないこととすべき。 3. 同項中「することができる」を「するものとする」とすべき。	御指摘を踏まえ、修正いたします。 今回の見直しによって、認可地縁団体の代表者等の住所については原則非表示とすることとしており、改正省令(案)第21条第2項において、「当該事項を表示しない措置を講じるものとする」としてあります。 御指摘の同条第3項は、市町村長の判断により、原則である住所非表示措置を解除することが可能な旨規定しているものですので、「当該者の住所を表示して交付することができる」と規定することが適当であると考えます。	有
3	個人	私は認可地縁団体の自治会長を務めています。 令和7年の地方分権提案において、個人情報保護のため、「認可地縁団体の認可等に係る告示において、告示することを廃止する。」旨の提案があったことですが、告示することによって、認可地縁団体の自治会長として認められ、行政との交渉や要請などの公式な場面そして自治会長を務めている区域内で住民とのコミュニケーションを図れることがあります。 また、前年度は当自治会が認可地縁団体であることから、不動産購入に関する交渉や購入で比較的円滑に進みました。認可地縁団体の台帳の写しを自治体から手数料を支払わなくても、自治体から公表される告示でもって、交渉相手が認可地縁団体の代表者として確認できるメリットがあります。 未だに自治会の認可地縁団体への法人化が進んでいない状況を鑑みると、令和7年の地方分権提案が馬鹿げていると考えます。 さらに、自治会員の個人情報保護を厳守しなければなりません、自治会長となると公使ともに個人情報をさらけます。 ただし、改正の概要の記載のとおりであれば良いのではないのでしょうか。	いただいた御意見については、今後の施策の参考として承ります。	無
4	匿名	「廃止の提案」とは、一体どこの自治体からなのか? 全く経緯が不明な理由により、一定の法人格を持つ団体が身元を秘匿できるというのは、おかしいのではないかと 不正に繋がる恐れもあるだろう、秘匿を避け、個人宅ではなく「団体の住所」として公開を続けるべきだ。	令和7年地方分権改革に関する提案募集において、京都市ほか6団体から、本提案をいただきました。 今回の見直しは、個人情報保護の観点から、代表者等の住所(「主な事務所の所在地」が代表者等の住所である場合を含む。)について表示しないこととするものであり、御意見にあるような団体の身元を秘匿するようなことは意図しておりません。	無
5	個人	地方自治法施行規則の一部を改正する省令案(以下「改正案」という。)について、以下のとおり意見する。 ①改正案による改正後の地方自治法施行規則(以下「新規則」という。)第十八条の三第一項柱書、同条第四項柱書、同条第六項柱書において「次『の各号』に掲げる事項」と規定しているが、単に「次に掲げる事項」と規定するのが適切ではないか。新規則第二十一条第二項柱書でも単に「次に掲げる事項」としており改正規定中の平仄も取れておらず、また、例えば、現行の地方自治法施行規則第十二条の二十一第二項柱書、第十二条の二十六柱書等も「次に掲げる事項」としているため規定の平仄の観点からも修正すべきではないか。 ※Wikimediaからの引用となるが、内閣法制局が作成していると思料される「法令審査事務提要(改定)」の六十一頁の(四)において、「次の各号」と書くのは、そのあとで「当該各号」と受けて書く場合及び「各号のいずれか」又は「各号のいずれにも」等をいいあらわす場合『に限り』と示されており、そのように決定がされている。 なお、現行の地方自治法施行規則で「次の各号」を用いているものは、第十二条の二の七柱書の「次の各号に掲げる『いずれかの』方式」、第十二条の三第一項柱書の「次の各号『のいずれ』にも適合するもの」、第十七条の三柱書の「次の各号に掲げる普通地方公共団体の区分に応じ、『当該各号』に掲げる監査に関する行政事務を担当する職」等となっており、上記の決定の整理に従っているものと思料される。 ②新規則第十八条第七項柱書において「『前六項』に掲げる事項」と規定しているが、第一項から第六項までの全てを指しているのであれば「『前各号』に掲げる事項」と規定するのが適切ではないか。なお、同条第二項、第三項及び第五項については事項を掲げていないため、第一項から第六項までを指して「掲げる事項」と規定するのはそもそも不適切であるため規定を修正すべきではないか。 ③新規則第十九条第一項第一号において「…前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項、第四号の事項(第五号から第七号までに掲げる…)、第五号から第七号までに掲げる事項(…)、第八号及び第九号に掲げる事項」と規定しているが、「に掲げる事項」で一度切れるため、例えば、「第四号の事項」はこの条(第十九条)の第四号を指すこととなり規定に不備があるのではないかと。規定するのであれば「…前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項、『同項』第四号の事項(『同項』第五号から第七号までに掲げる…)、『同項』第五号から第七号までに掲げる事項(…)、『同項』第八号及び第九号に掲げる事項」と規定すべきであると考えます。なお、「第四号『の』事項」だけ「掲げる事項」となっていないが、特段の事情が無いのであれば「第四号『に掲げる』事項」と規定すべきではないか。 ※新規則第十九条第一項第二号から第五号までの規定、第二十二條の二の四柱書についても同様に意見する。 ④新規則第十九条第三項については「…ときは、前条第一項第一号から第七号まで及び第四項に掲げる事項並びに第五項の事項の告示年月日を同条第一項の規定により…」ただし、前条第一項第一号から第四号まで、第四項第二号、第三号及び第五項においては、本条第一項第一号の告示…と規定しているが、「…ときは、前条第一項第一号から第七号まで及び第四項『各号』に掲げる事項並びに『同条』第五項の事項の告示年月日を同条第一項の規定により…」ただし、『同項』第一号から第四号まで、第四項第二号『及び』第三号『並びに』第五項においては、『第一項第一号』の告示…と規定するのが適切ではないか。なお、「第五項の事項の告示年月日」とあるが、第五項では「事項」について規定していないため規定に不備があるのではないかと。 ※1:「第四項に掲げる事項」としているものは掲げられているのは「各号」であるため「第四項『各号』に掲げる事項」とするのが通例。 ※2:「本条第一項第一号」について、この条の第一項を指すのであれば単に「第一項第一号」と規定すべきであり、今回の規定ぶりであれば別の条の第一項と誤読するおそれも無いためそのようにすべきである。なお、仮に入念的に規定する場合であっても「本条」と規定されているものも「この条」と改正するようにしていることから「この条」を用いるべきである。 ⑤改正案附則第二条において、「『改正後』の地方自治法施行規則第十九条第一項の規定は、施行日前に…施行日以後に…施行日前に…」と規定されているが、何による『改正後』なのか明らかでないままにされており、また、通常定義語とされる「施行日」が無定義で使用されているのは不適切であるため、「『この省令による改正後』の地方自治法施行規則第十九条第一項の規定は、『施行の日(以下「施行日」という。))前に…施行日以後に…施行日前に…」と規定すべきではないか。 ※(参考用例)地方自治法施行規則の一部を改正する省令(令和八年総務省令第三十五号) 附則 1 この省令は、令和八年四月一日から施行する。 2 この省令の『施行の日』以降において令和八年度の予算に関して議会に提出される給与費明細書については、『この省令による改正後』の様式によることとできないやむを得ない事情がある場合に限り、この省令による改正前の様式によることとすることができる。 ⑥新規則第十八条の三第一項第六号中「裁判所による代表者の職務執行の停止の有無『並びに』職務代行者の選任の有無(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)」と規定しているが、同一の階層に「及び」は出てこないため「裁判所による代表者の職務執行の停止の有無『及び』職務代行者の選任の有無(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)」ではないかと。 ※同条第六項第六号についても同様に意見する。 ⑦新規則第十八条の三第一項第六号において「裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無『(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)』」と規定しているが、この規定ぶりだと職務代行者が選任されている場合はその者の氏名及び住所に置き換える規定となっており、職務代行者の選任の有無が台帳に記載されないこととなるのが問題ないかと。 ※同項第七号、同条第六項第六号及び第七号についても同様に意見する。	御指摘を踏まえ、修正いたします。	有
6	匿名	表前の案文本文に「加える」指示が記載されていない。	御指摘を踏まえ、修正いたします。	有

地方自治法施行規則の一部を改正する省令(案)に対して提出された意見及び総務省の考え方

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
7	匿名	地方自治法施行規則の一部を改正する省令による改正後の地方自治法施行規則第19条第1項第1号(別紙2の3ページ目)に「第四号の事項(第五号から第七号までに掲げる住所と同一の場合は、その住所を除く。)」とある。この「第四号の事項」については、第18条の3第1項第4号で「主たる事務所の所在地」と規定されているが、「所在地」と住所は違うものか。第5号から第7号までに掲げる住所と同一の場合、その住所を除くとされているが、住所以外の何を記載するのか不明確である。	「主たる事務所の所在地」は、改正省令(案)第18条の3第1項第5号から第7号までに掲げる代表者等の住所と同一の場合には、「非表示」として告示されることとなります。	無
8	匿名	附則第二条中「行つた」の促音が大きになっているが、同条は令和8年の総務省令の規定であるから、小書きで「行った」のように表記すべきではないのか。	御指摘を踏まえ、修正いたします。	有
9	匿名	透明性を測る為地方自治体の情報開示は必要	いただいた御意見については、今後の施策の参考として承ります。	無